

一斉清掃車輛借上補助基準

妙高市環境衛生対策協議会

制定：平成20年4月17日

1. 補助対象とするもの

快適な環境で日常生活を営むために地区または町内単位で実施する一斉清掃（道路、公園等、屋外の公共の場所の清掃）で回収したごみを処理施設（妙高クリーンセンター、あらい再資源センター、川村商店）へ直接搬入するための車輛借上費用

(1) 町内会等に対する補助金

車の種類、運搬距離にかかわらず、搬入車輛1日1台当たり500円を支給する。

2. 手続きの方法

一斉清掃報告書兼補助金請求書を事務局へ提出。一斉清掃期間が終了し確認後、振込額確定通知を送付し、指定の口座へ振り込む。

3. その他の対応

ごみ袋及び肥料袋の提供（ごみ袋は市への申請が必要です）

回収廃棄物の廃棄物処理手数料の減免（妙高市）

年 月 日

一斉清掃報告書兼補助金請求書

妙高市環境衛生対策協議会長 様

代表者住所 _____

職 ・ 氏名 _____ (印)

地区名 (団体名)						
回収した 主な廃棄物						
回収作業年月日 及び時間	年	月	日 ()	:	から	
		月	日 ()	:	まで	
回収に要した人員	人					
運搬に要した車の借上台数 (A)	台					
補助金額 (A×500円)	円					
回収した廃棄物の 処分 (搬入) 先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妙高クリーンセンター ・ あらい再資源センター ・ (有)川村商店 ※1 					
※2、※3 振込口座	金融機関名				銀行 信金 農協	本店 支店
	口座種類	普 当	口座 番号			
	口座名義人	(フリガナ)				

- ※1 搬入先は該当する施設に○をしてください。
- ※2 振込口座は正確に記入してください。
- ※3 口座情報が確認できる面の通帳の写しを添付してください。

事務局受付印